

愛労連「憲法講座Ⅲ」



講師 弁護士・金山総合法律事務所(自治労連弁護士)

渥美 雅康氏

自民党憲法改正草案

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

2 公務員については、全体の事仕者であることに 鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

東海労働弁護士・自由法曹団に参加し、働く者の権利を守ってきました。現在、自治労連弁護団の一員として、公務員の賃下げ問題をはじめ、公務員の労働基本権問題で積極的な活動をしてきました。今回憲法講座で憲法と公務労働の関係、公務員攻撃の本質を明らかにします。

日時 7月24日(水)19:00~21:00
場所 労働会館東館 2Fホール
名古屋市熱田区沢下町9-7
オオノ熱田ショッピングセンター北側



「下」 憲法と公務労働 公務員攻撃の本質を直撃

消防職員に団結権が保障されていないのは、先進国で日本だけ。公務員の労働基本権保障は世界では常識です。労働基本権回復のたたかいがますます重要になっていきます。



憲法講座第3弾。
今回は憲法と公務公共労働、そしていまの公務員攻撃の本質を明らかにする講座です。講師は、長年労働者の権利拡充のためにたたかってきた弁護士・渥美雅康さん。渥美さんは、東海労働弁護士・自由法曹団の一員として、また自治労連弁護団として、公務員の労働基本権や権利を守って全国で奮闘しています。
憲法には「労働者の団結権(第28条)」が規定されていますが、自民党改憲草案には28条に新たに2項を設け、「公務員の労働基本権」を制限する条項を盛り込むとしています。
公務員の労働基本権制限を憲法に盛り込むなど言語道断です。このことが、すべての労働者の権利制限につながるのには明らかです。
アベノミクスの「成長戦略」における雇用制度改革(労働移動型への転換)とあわせてみるならば、労働者を保護するルールはよりいっそう失われることになりそうです。
公務員労働者も民間労働者もこそぞって第3回憲法講座に参加しましょう。

この講座は、どなたでも参加できます。

愛知県労働組合総連合

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
電話 052-871-5433 FAX 052-871-5618